

総 税 市 第 49 号  
平成 29 年 5 月 12 日

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長  
( 公 印 省 略 )

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）に係る事務における  
マイナンバーの適切な取扱いについて（通知）

地方税事務におけるマイナンバーの取扱いについては、「地方税事務における個人番号の適切な取扱いについて（通知）」（平成 29 年 2 月 16 日付総税市第 12 号自治税務局長通知）のとおり、適切かつ慎重な取扱いを行うよう周知徹底を図ってきたところです。

今般、個人住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）に係る事務において、同通知に、一部、当該特別徴収義務者が徴収することとはなっていない納税義務者のマイナンバー及び税額等を記載して送付した事案や、誤った宛先に同通知を送付した事案が判明しました。

すでに、平成 29 年 4 月 19 日付け「特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）に係る事務におけるマイナンバーの適切な取扱いについて（通知）」で周知徹底を図ってきたところですが、同通知の発送時期にあたることから、今一度、下記留意点を踏まえ、マイナンバーを取扱う際の事務処理状況を再点検し、必要な措置を講じるようお願いします。

貴職においては、この旨を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知徹底するようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

- 1 個人住民税の特別徴収事務において、マイナンバーの適切な取扱いを徹底し、特別徴収税額通知において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを、複層的なチェックにより確実に確認すること。
- 2 特別徴収税額通知の送付にあたっては、特別徴収義務者において定めるマイナンバーを取り扱うこととされた部署や担当者へ送達されるよう、できる限り詳細に送付先（宛名）を記載するとともに、正しく記載されていることを、複層的なチェックにより確実に確認すること。
- 3 特別徴収義務者から提出された給与支払報告書や給与所得者異動届出書等の記載内容と特別徴収税額通知に齟齬がないかを、複層的なチェックにより確実に確認すること。
- 4 特別徴収税額通知の印刷・発送業務等を委託している場合、市区町村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第11条に基づき、特定個人情報の安全管理が図られるよう、受託先に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
- 5 上記のほか、特別徴収税額通知の送付にあたっては、マイナンバーの漏えい等の事態が生じないように、マイナンバーの取扱いについて、遺漏の無いよう努めること。

以上

|   |
|---|
| 総務省自治税務局市町村税課<br>担 当：松本、前川、齋藤<br>電 話：03-5253-5669（直通）<br>E-mail：y.maekawa@soumu.go.jp |
|---|